

屋外広告物の掲出等について

■屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4点すべてに該当する広告物です。

1. 「常時または一定の期間継続」して表示するものであること。
2. 「屋外」で表示するものであること。
3. 「公衆」に対し「表示」するものであること。
4. 「看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」であること。

※商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

■規制の概要について

規制の対象となるものは、前述の屋外広告物すべてです。

主に「広告物の高さ」「面積」「色彩」の規制基準を定めています。

※掲出場所や広告物の種類により基準が異なりますので、設置する前にまちづくり推進課にご相談ください。

■禁止物件・禁止地域について

原則として、広告物の表示を禁止する物件及び地域は次のとおりです。

1. 橋、トンネル、中央帯及び植樹帯
2. 信号機、道路標識、さく、駒止めその他これらに類するもので道路の管理上必要な施設又は工作物
3. パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
4. 街路樹及び路傍樹並びにこれらに附帯して設置される工作物
5. 消火栓及び火災報知機
6. 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び公衆便所
7. 形像、記念碑その他これらに類するもの
8. 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
9. 県条例第6条に規定する地域

※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示・設置出してはいけません。

(これらは簡易除却の対象となりますので、市で除却することがあります)

■禁止広告物について

いかなる場合でも表示してはならない広告物は次のとおりです。

1. 形状面積色彩意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は害するもの
 - ①著しく汚染し退色し、又は塗料のはく離したもの
 - ②著しく破損し、又は老朽したもの
2. 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの
 - ①構造又は表示若しくは設置の方法に危険のあるもの
 - ②風雨、振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊する恐れのあるもの
 - ③人又は車馬の通行を著しく害する恐れのあるもの

■屋外広告物表示の許可について

本市において、屋外広告物を掲出等するには原則として市の許可が必要となります。設置しようとする広告物が、基準に適合しているか審査をする必要があるため、事前に申請してください。

※設置後であっても基準に適合していない場合は、違反広告物として改修または撤去を指示することになりますのでご注意ください。

■申請に必要な書類等について

新規に屋外広告物を掲出するときは、次の書類等を提出してください。

1. 広告物等表示（設置）許可申請書
2. 設置する場所および周辺状況のわかる図面
3. 広告物の形状、面積、意匠、その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
4. 設置する場所が他者の所有地または物件である場合は、使用承諾書
5. 申請手数料（現金納付）

※詳細は、別添の「各種申請・届出時に必要な書類について」を参照してください。

■屋外広告物管理者の設置について

許可を受けた広告物には、すべて管理者を設置することが義務付けられています。また、広告物の表示者・設置者および管理者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するなど管理義務があります。

近年、広告物の落下事故が発生した事例もありますので、屋外広告物表示者・設置者および管理者の皆さんにおかれましては、日頃から安全点検を行うとともに広告物の落下等による事故防止に努めてください。

■許可の期間と更新について

屋外広告物の許可においては、広告物の種類によって許可期間（表示期間）を定めています。引き続き屋外広告物を掲出しようとするときは、許可期間が満了する10日前までに「広告物等表示（設置）有効期間更新申請書」を提出してください。

■屋外広告物の点検について

山梨県では公衆に対する危害防止のため、山梨県屋外広告物条例の規定により、すべての広告物及び掲出物件（簡易な広告物等を除く）で安全点検が義務化されています。

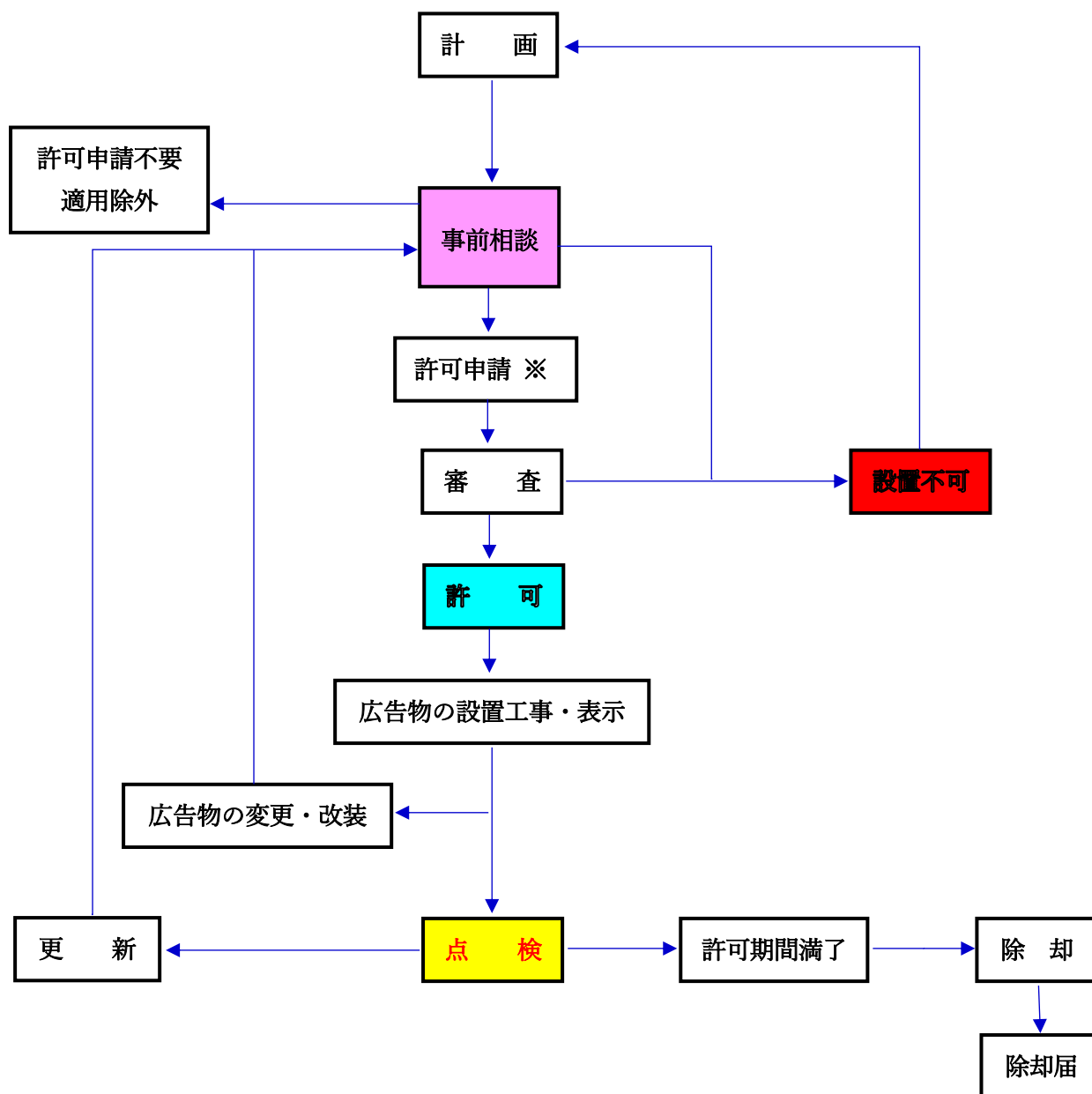
許可が必要な広告物は更新時に「広告物等安全点検報告書」により市へ報告する必要があります。

なお、点検箇所や点検の方法、点検結果の記載例を掲載した「山梨県屋外広告物安全点検指針」が策定されていますので、安全点検を実施する際の参考にしてください。

■屋外広告物に除却について

屋外広告物は、許可期間が満了したときや許可が取り消されたとき、または広告物の設置等の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却のうえ、「広告物等除却届」を提出してください。

■手続きの流れ

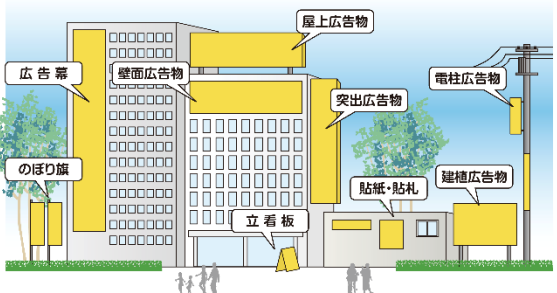


※申請等の手続き時期

- 1、新たに広告物を表示する場合（新規）：表示しようとする10日前まで
- 2、許可を受けている広告物を変更する場合（変更）：変更しようとする10日前まで
- 3、許可有効期間満了後も引き続き広告物を表示する場合（更新）：有効期間満了日の10日前まで
- 4、広告物を除却する場合（除却）：除却後5日以内
- 5、点検の時期（点検）：許可有効期間満了の日まで
※更新をする場合は、「安全点検報告書」が必要となります。
- 6、許可申請前には、必ず事前相談をお願いします。
- 7、申請等の手続きには期間を要しますので、余裕をもってお願いいたします。

■屋外広告物の内容（概要）

1 屋外広告物の種類



2 屋外広告物のルール

禁止地域
設置できない地域があります。 ※1

県を代表するような自然景観、都市景観、歴史的資産を取り巻く景観、快適な住環境を美しく保つことを目指す地域など（禁止地域）では、原則として表示・設置できません。

許可地域
種類や規模により許可申請が必要です。 ※1

自然と社会生活が調和している地域や活発な商業活動を促す地域など（許可地域）では、広告物の乱立を防ぎ、景観との調和を図るため、表示・設置するために許可が必要です。

色の制限
地域によって色彩に制限があります。

地域によって、広告物の色の明るさや鮮やかさに制限があります。

業の登録
県の登録業者以外には設置できません。


他人に依頼する場合、県に「屋外広告業」の登録をした者以外は、設置できません。

※1 設置場所と大きさ等によっては許可のいないものがあります。（適用除外）

3 屋外広告物の基準（一部抜粋）

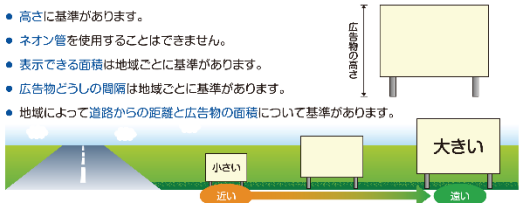
建築物を利用する広告物

- 建築物の外壁面積と広告物の表示面積に対する割合に基準があります。
- 禁止地域では表示できる合計面積が決まっています。
- 屋上広告物の高さに基準があります。
- 地域によっては表示が変化する広告物は設置できません。（LED広告等）。



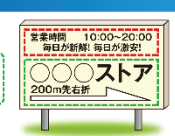
建植広告物（野立看板）

- 高さ基準があります。
- ネオン管を使用することはできません。
- 表示できる面積は地域ごとに基準があります。
- 広告物どうしの間隔は地域ごとに基準があります。
- 地域によって道路からの距離と広告物の面積について基準があります。



道標・案内図

- 店舗、事務所、営業所等へ誘導する目的で設置されるものです。
- 道路際に設置することができます。
- 表示できる面積は2㎡までです。（禁止地域内は1㎡までです）。
- ネオン管や回転灯を使用することはできません。



注意! 上記以外の広告物についても趣旨ごとに基準が定められています。記載内容の一部に平成24年10月1日改正条例施行後の内容を含みます。 ※富士北麓地域の道路沿い（景観保全型広告規制地区）では、厳しい基準が定められていますのでご注意ください。

＊山梨県屋外広告物リーフレット（一部抜粋）

◎山梨県屋外広告物について

詳細については、山梨県のホームページ「屋外広告物」にてご確認ください。

※屋外広告業を営もうとする方は、山梨県知事の登録が必要となります。